

1. 情報公開制度の運用状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(1) 利用状況

開示請求	
40	人
89	件

(2) 実施機関別の処理件数

実施機関別の処理件数		処理件数 (件)	処理内容(件)				
			開示	部分開示	不開示	内不存在	取下げ
市長 市 長	市長公室 都市魅力課	6	1	4			1
	市長公室 危機管理室	7	1	4	2	(2)	
	市長公室 人事課	1		1			
	総務部 課税課	8	8				
	総務部 新庁舎整備推進室	1					1
	市民人権部 市民窓口課	11	9		1	(1)	1
	市民人権部 人権・市民協働課	6	1	3	2	(2)	
	健康推進部 健康づくり推進課	2	1	1			
	健康推進部 高齢介護課	4	1	1	2	(1)	
	健康推進部 保険年金課	2	1	1			
	産業まちづくり部 道路公園課	16	3	5	7	(7)	1
	産業まちづくり部 農業創造課	1			1	(1)	
	産業まちづくり部 住宅政策課	1		1			
	産業まちづくり部 交通政策室	1		1			
	上下水道部 水道工務課	2	1		1	(1)	
	上下水道部 下水道課	2	1		1	(1)	
教育委員会	教育総務部 教育総務課	1			1	(1)	
	教育総務部 教育指導室	6	6				
	生涯学習部 生涯学習課	5		4	1	(1)	
	生涯学習部 文化財課	1	1				
選挙管理委員会		1		1			
議会事務局		4	1		3	(3)	
合 計 (件)		89	36	27	22	(21)	4

(3) 審査請求

① 16件 …審査庁が却下と裁決を通知したもの

実施機関 …市長（処分庁：道路公園課）

1	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年5月14日	令和6年5月1日裁決 【審査庁が行った裁決に対しての不服申し立て】	

経過

令和6年3月8日	審査請求人より情報開示請求を受理
令和6年3月21日	審査請求人に対して、不開示決定通知書（理由：文書不存在）を交付
令和6年3月31日	審査請求人より、審査請求を受理 （不開示に対して情報の開示を求めて審査請求）
令和6年5月1日	審査庁（都市計画課）裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）
令和6年5月14日	審査請求人より、再審査請求を受理 （審査庁が行った裁決に対しての不服申し立て）
令和6年5月30日	審査庁（都市計画課）裁決：却下（再審査請求ができる旨の法律の規定がないため）

実施機関 …市長（処分庁：道路公園課）

2	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年5月21日	令和6年4月9日開示請求 【開示決定処分に対して審査請求を行ったもの】	令和6年4月23日 開示（全部）

その後の経過

令和6年6月4日	審査庁（都市計画課）裁決：却下（不服申立ての利益を欠くため）
----------	--------------------------------

実施機関 …市長（処分庁：道路公園課）

3	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年10月16日	令和6年9月17日開示請求 【不開示決定処分に対して審査請求を行ったもの】	令和6年10月8日 不開示 文書不存在

その後の経過

令和6年11月12日	審査庁（都市計画課）裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）
------------	-----------------------------------

実施機関 …市長（処分庁：道路公園課）

4	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年10月18日	令和6年9月29日開示請求 【不開示決定処分に対して審査請求を行ったもの】	令和6年10月11日 不開示 文書不存在

その後の経過

令和6年11月12日	審査庁（都市計画課）裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）
------------	-----------------------------------

実施機関 …市長（処分庁：道路公園課）

5	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年11月6日	令和6年8月31日開示請求 【不開示部分に対して処分の取り消しを求めて審査請求を行ったもの】	令和6年9月25日 部分開示 条例第6条第1項第1号・ 第2号

その後の経過

令和6年11月28日	処分庁が審査庁（都市計画課）に対し、弁明書を提出
令和6年12月26日	審査請求人が審査庁に対し、反論書を提出
令和7年1月20日	審査庁裁決：却下（審査請求人が開示請求する文書は存在しないため）

実施機関 …市長（処分庁：高齢介護課）

6	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年12月24日	令和6年8月28日開示請求 【不開示部分に対して情報の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和6年9月10日 部分開示 条例第6条第1項第1号・ 第2号

その後の経過

令和7年1月20日	審査庁（保険年金課）より審査請求人に対して、補正通知書を交付
令和7年2月3日	審査請求人より審査庁に対して、補正書を提出
令和7年2月27日	審査庁裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）

実施機関 …市長（処分庁：高齢介護課）

7	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年12月24日	令和6年8月28日開示請求 【不開示部分に対して情報の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和6年9月10日 不開示 条例第6条第2項

その後の経過

令和7年1月20日	審査庁（保険年金課）より審査請求人に対して、補正通知書を交付
令和7年2月3日	審査請求人より審査庁に対して、補正書を提出
令和7年2月27日	審査庁裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）

実施機関 …市長（処分庁：危機管理室）

8	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年12月24日	令和6年8月28日開示請求 【不開示部分に対して情報の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和6年10月28日 部分開示 条例第6条第1項第1号・ 第2号

その後の経過

令和7年1月28日	審査庁（秘書課）より審査請求人に対して、補正通知書を交付
令和7年2月3日	審査請求人より審査庁に対して、補正書を提出
令和7年2月28日	審査庁裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）

実施機関 …市長（処分庁：危機管理室）

9	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年12月24日	令和6年9月17日開示請求 【不開示部分に対して情報の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和6年10月16日 部分開示 条例第6条第1項第1号・ 第2号

その後の経過

令和7年1月28日	審査庁（秘書課）より審査請求人に対して、補正通知書を交付
令和7年2月3日	審査請求人より審査庁に対して、補正書を提出
令和7年2月28日	審査庁裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）

実施機関 …市長（処分庁：人権・市民協働課）

10	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年12月24日	令和6年8月28日開示請求 【不開示部分に対して情報の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和6年9月25日 部分開示 条例第6条第1項第1号

その後の経過

令和7年1月20日	審査庁（市民窓口課）より審査請求人に対して、補正通知書を交付
令和7年2月3日	審査請求人より審査庁に対して、補正書を提出
令和7年2月27日	審査庁裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）

実施機関 …市長（処分庁：人権・市民協働課）

11	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年12月24日	令和6年8月28日開示請求 【不開示部分に対して情報の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和6年9月25日 不開示 文書不存在

その後の経過

令和7年1月20日	審査庁（市民窓口課）より審査請求人に対して、補正通知書を交付
令和7年2月3日	審査請求人より審査庁に対して、補正書を提出
令和7年2月27日	審査庁裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）

実施機関 …市長（処分庁：市民窓口課）

12	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年12月24日	令和6年9月17日開示請求 【不開示部分に対して情報の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和6年10月16日 不開示 文書不存在

その後の経過

令和7年1月21日	審査庁（環境衛生課）より審査請求人に対して、補正通知書を交付
令和7年2月3日	審査請求人より審査庁に対して、補正書を提出
令和7年2月27日	審査庁裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）

実施機関 …教育委員会（処分庁：生涯学習課）

13	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年12月24日	令和6年8月28日開示請求 【不開示部分に対して情報の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和6年9月27日 不開示 文書不存在

その後の経過

令和7年1月21日	審査庁（中央図書館）より審査請求人に対して、補正通知書を交付
令和7年2月3日	審査請求人より審査庁に対して、補正書を提出
令和7年2月27日	審査庁裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）

実施機関 …市長（処分庁：下水道課）

14	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年12月24日	令和6年8月28日開示請求 【不開示部分に対して情報の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和6年9月27日 不開示 文書不存在

その後の経過

令和7年1月20日	審査庁（上下水道総務課）より審査請求人に対して、補正通知書を交付
令和7年2月3日	審査請求人より審査庁に対して、補正書を提出
令和7年3月5日	審査庁裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）

実施機関 …教育委員会（処分庁：生涯学習課）

15	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年12月27日	令和6年10月17日開示請求 【不開示部分に対して情報の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和6年11月8日 不開示 文書不存在

その後の経過

令和7年2月26日	処分庁が本件処分の取消しを行い、部分決定処分を審査請求人に対して通知
令和7年3月5日	審査庁（文化財課）裁決：却下（訴えの利益が喪失しているため）

実施機関 …市長（処分庁：道路公園課）

16	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和7年2月18日	令和6年11月11日開示請求 【不開示決定処分に対して審査請求を行ったもの】	令和6年11月20日 不開示 文書不存在

その後の経過

令和7年3月7日	審査庁（金剛地区再生室）裁決：却下（請求の不備及び補正に応じないため）
----------	-------------------------------------

② 1件 …審査請求人より請求の取下げがあったもの

実施機関 …市長（処分庁：生涯学習課）

1	審査請求日	請求の内容	決定内容
	令和6年11月16日	令和6年10月21日開示請求 【不開示部分に対して情報の開示を求めて審査請求を行ったもの】	令和6年11月8日 不開示 文書不存在

その後の経過

令和6年12月26日	審査請求人より本審査請求を取下げ
------------	------------------

●開示期限延長

(4)その他 5 件

(内訳)

実施機関 市長（危機管理室）…3件
（都市魅力課）…1件
（道路公園課）…1件

●開示期限超過

0 件